建設工事情報共有システム（ASP）について

令和7年5月
会津若松市総務部契約検査課

Ⅰ　情報共有システムとは？　1／4

「情報共有システム（ＡＳＰ）」とは
公共工事において、受注者・発注者間のやりとりや、発注者内部における情報共有（書類作成、回覧、承認等）をインターネットを通して行うシステムです。

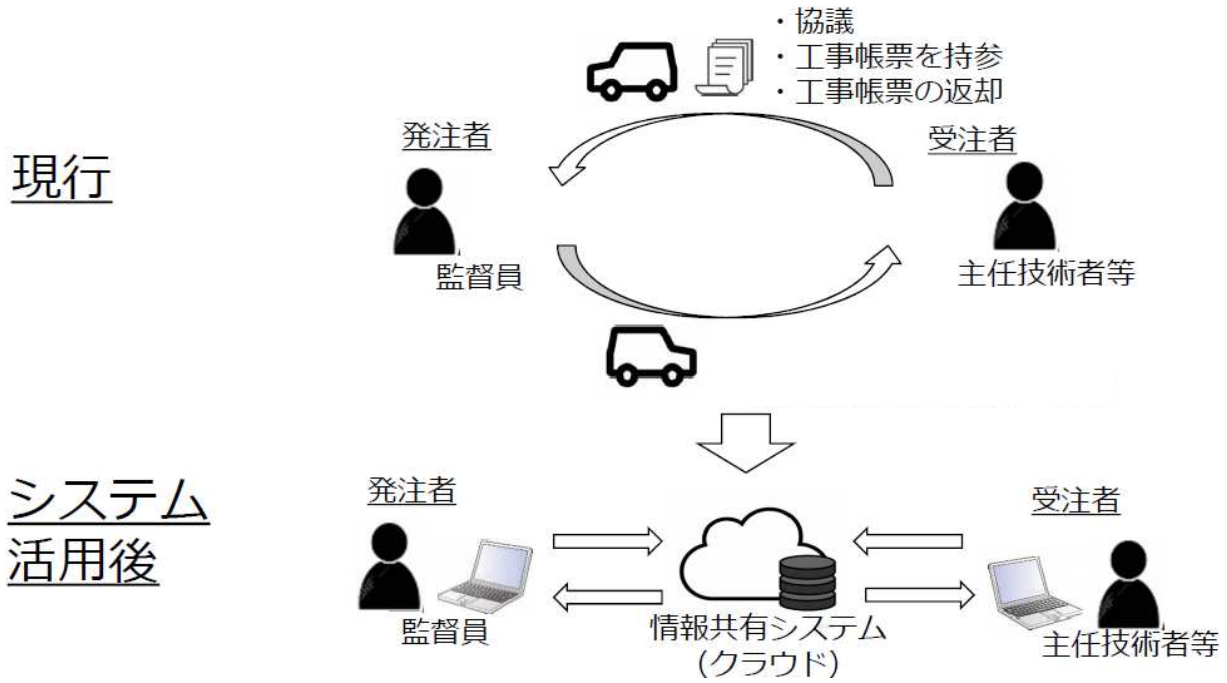

Ⅰ　情報共有システムとは？　２／４

工事打合せ簿

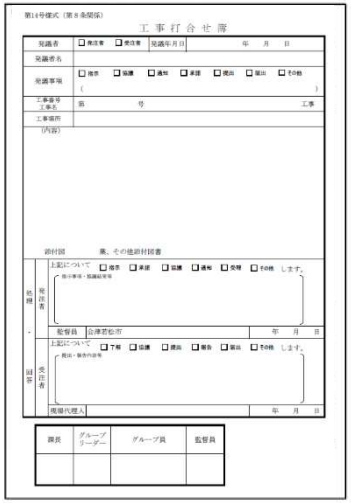

履行報告書

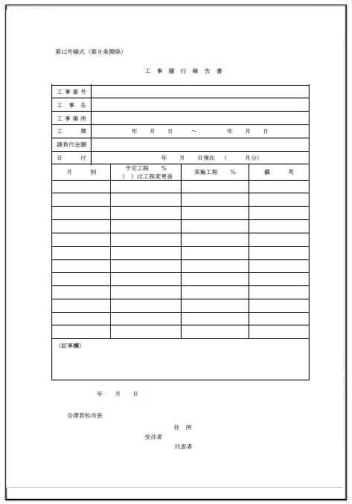

確認・立会願

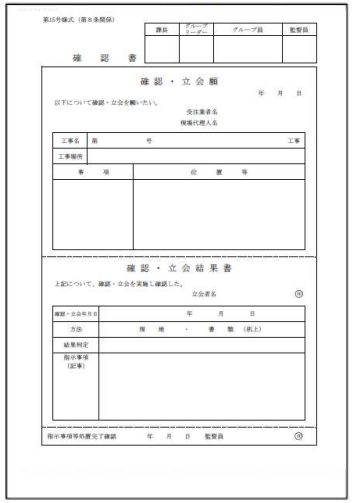

工事材料確認申請書

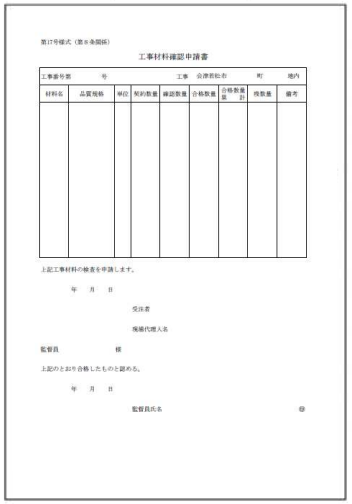

従来の受発注者間のやり取りでは、書類の提出や書類の修正に係る調整、紙ベースの書類や資料の整理に労力及び時間を要する課題がありましたが、「情報共有システム（ＡＳＰ）」を導入することで、パソコンからボタン一つで書類を提出することができ、訂正依頼もメールで送られてくるため、移動時間・調整時間の削減に繋がります。

Ⅰ　情報共有システムとは？　３／４

現行の工事帳票の流れ

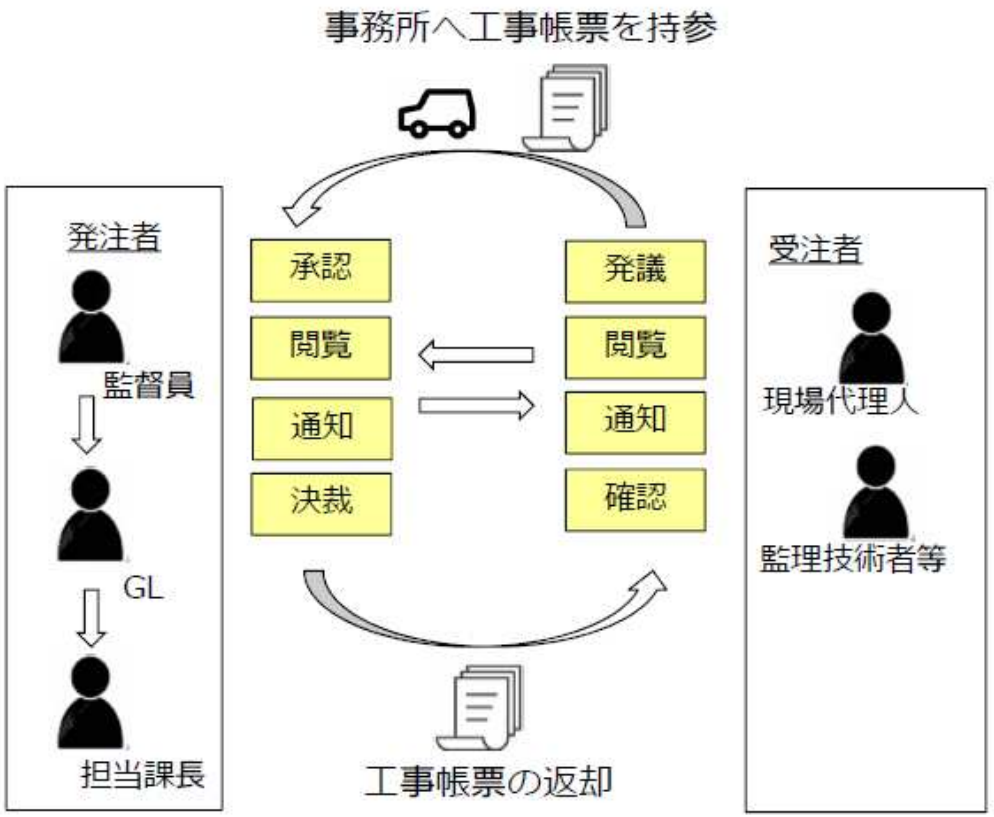

Ⅰ　情報共有システムとは？　４／４

情報共有システムを活用した工事帳票の流れ

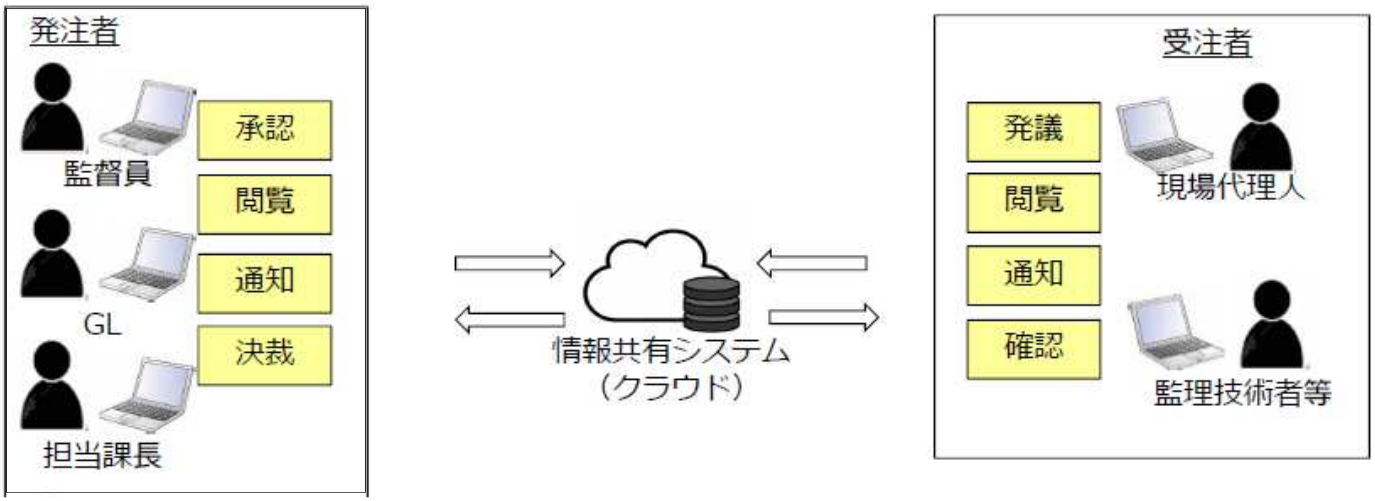

2 対象工事

原則として工事帳票でのやりとりがある工事を対象とし、システム活用の対象工事とする旨を、入札公告時の特記仕様書に記載します。

なお、受注者は、システム環境等の理由により、受注した工事において情報共有システムの活用が困難な場合は、事前協議において工事打合せ簿を提出して、対象工事としないことができます。

3　利用手続き

利用手続き

情報共有システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者に行っていただきます。

※情報共有システムの契約はシステムを提供するASPベンダーと受注者間で行われます。

システムの選定

国土交通省の機能要件を満たし、かつ、LGWAN対応のシステムから選定し、受発注者間で協議を行っていただき決定します。

４　情報共有システム機能条件　１／２

情報共有システム機能要件は、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報システム機能要件」を満たしていることが条件となります。

また、本市は、「LGWAN-ASP」方式であることも条件としています。

現在、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たしている情報共有システム提供者（ASPベンダー）は、10社となります。（令和7年1月24日現在）

※情報共有システム提供者における機能要件対応状況は「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載しています。
http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

4　情報共有システム機能条件　2/2

国土交通省の機能要件を満たしている提供者（ASPベンダー）10社のうち、「LGWAN-ASP」に対応している提供者（ASPベンダー）は、以下の5社となります。（令和7年1月24日現在）

① ㈱アイサス
② ㈱建設システム
③ 川田テクノシステム㈱
④ ㈱トインクス(日本電気㈱と同じ)
⑤ ㈱ビーイング

５　情報共有システム利用の流れ　１/２

①　情報共有システムを利用する場合、工事契約後速やかに当該工事で利用しようとする情報共有システムを選定して発注者と事前協議を行い、工事着手前にその承諾を得てください。（資料3参照）

②　①の事前協議にあたっては、事前協議チェックシート 兼 納品内容及び検査方法の確認書（資料2参照）の１．着工時の部分を記載し、工事打合せ簿に添付して提出してください。

事前協議チェックシートについては、紙媒体での提出となります。

③　検査の実施にあたっては、情報共有システムで処理を行った工事帳票については、パソコン上の電子データでの検査とし、紙媒体で作成した工事帳票及び竣工図書（品質管理、出来形管理等）については、紙媒体での検査とします。

5　情報共有システム利用の流れ　2/2

④　情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD、DVD等）で納品することになります。

※紙媒体で作成したものをPDFにする必要はありません。

⑤　④の納品にあたっては、事前協議チェックシート 兼 納品内容及び検査方法の確認書（資料2参照）の2.納品時の部分を記載し、完成届に添付して提出してください。

6　工事成績評定

情報共有システムを活用し、建設現場等での生産性向上や書類管理の負担軽減に効果が認められた場合に加点評価となります。

なお、システム環境等の理由により受注した工事において情報共有システムの活用が困難な場合は、指定を解除することができるものとし、工事成評定の減点は行わないこととします。

ご清聴ありがとうございました。